

県立横浜立野高等学校生徒会細則

1 各委員会に関する規定

第1条 各委員会の任務は下記の通り。なお、特記していない委員会については学校の生徒会グループと連携するものとする。

- (1) 校規委員会は、学校の生活保健グループと連携して生徒の行動についての規則および校舎内外の整備に関する計画、交付、実施、監督を行う。
- (2) 体育委員会は、全生徒の体育的活動、研究会その他の計画立案実施を行う。
- (3) 図書委員会は、学校の生徒会グループと連携して学校図書館に関する生徒側の一切の協力にあたる。
- (4) 文化委員会は、生徒の文化的、学術的な集会、研究会および立野祭等の計画、立案、実施を行う。
- (5) 保健委員会は、学校の生活保健グループと連携して、保健衛生に関する一切の協力にあたる。
- (6) 環境整備委員会は、学校の学校管理グループと連携して、校舎、施設および備品その他の管理に協力し、又、校舎内外の清掃等の計画立案実施を行う。
- (7) 選挙管理委員会は、選挙に関する告示、立候補受付、立会演説会、開票、当選決定等、一切の計画、立案、実施にあたる。
- (8) 頻浪委員会は、生徒会機関紙『頻浪』の企画・編集・発行にあたる。

第2条 各委員会は、各学級代表委員2名をもって構成される。

第3章 各学年代表委員は、各学級の委員の互選により、原則として任期を1年とする。

第4条 各委員会に次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名とする。

第5条 各委員会の委員は、役員の内選により生徒会長が決定する。

第6条 役員の内選は1年とする。

第7条 役員の内選は次の通り。

- (1) 委員長は、委員会を司会し、常任委員会の委員となる。
- (2) 副委員長は、常任委員会の委員となり、また委員長を補佐し、委員長不在の場合にはその代理をつとめる。
- (3) 書記は、委員会の議事を正確に記録し、また常時事務を執る。
- (4) 会計は、委員会のすべての金銭の収入、支出を正確に記載し、年度末は決算報告を行う。

第8条 委員会は、顧問の先生の助言を受ける。

2 学級に関する規定

第1条 学級会は、各学級の生徒によって構成される。

第2条 学級会は、次の役員を置く。

学級委員2名、書記1名、会計1名とする。

第3条 役員は、学級委員の内選による。また、学級委員は校長が任命する。

第4条 役員の任期は一年とする。但し、再選は妨げない。

第5条 役員の任命は次の通り。

- (1) 委員長は学級会を司会し、協議会員となる。
- (2) 副委員長は協議会員となり、また委員長を補佐し、委員長不在の時はその代理をつとめる。
- (3) 書記は学級会の議事を正確に記録し、また常時事務を執る。
- (4) 会計は学級会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し、各学年末に決算報告する。

第6条 学級会に次の委員を置く。

学級委員、校規委員、図書委員、保健委員、体育委員、文化委員、環境整備委員、選挙管理委員、頻浪委員、旅行委員、LHR委員、合唱委員、放送委員。

第7条 学級の委員は、それぞれの互選により2名の学級代表を選出する。

第8条 設置を認められた特別委員会（卒業準備委員会・アルバム委員会）の委員は、その都度学級委員の互選により、1名またはそれ以上選出される。

第9条 学級会の顧問はホームルームの担任の先生とする。

3 学年会に関する規定

第1条 学年会は各学年の生徒によって構成される。

第2条 学年会はその学年に共通であり、またその学年に限られた問題についてその都度開かれる。

第3条 学年会は各学年の5分の1以上の要求があった時に開かれる。

第4条 学年会の議長、副議長、書記は協議会の互選により決定する。

第5章 学年会の顧問はその学年会を構成する各学級会の顧問の先生とする。

4 部に関する規定

第1条 生徒会の全会員はいずれかの部（同好会を含む。以下同じ）に所属することが望ましい。

第2条 部は前年度末の生徒総会で承認されたものおよび協議会の承認を得たもののみ在置される。

第3章 部は解散に際しては10日以内に協議会に通告しなければならない。

第4条 各部に次の役員を置く。

部長1名、副部長1名、会計1名

なお、必要がある場合、副部長2名、会計2名にすることができる。

第5条 部長、副部長、会計は学年初頭において部会員の互選により決定する。

第6条 各部は年間の活動報告、入退部届、残留届、会計報告等定められた報告をしなくてはならない。

第7条 同好会の新設、部への昇格の申請は11月末日までに行い、職員会議を経て、年度厚の生徒総会で承認を受けなければならない。（詳細は、5に記す。）

第8条 各部には、顧問の先生がつくるものとする。校長が委嘱する。

5 部および同好会の設置・移行・廃止に関する規定

第1条 同好会の設置要件は次のものとする。

- (1) 10名以上の人数を必要とする。
- (2) 顧問が存在する。
- (3) 校内における施設、設備の実態に適合し得るものである。
- (4) 原則として校内で活動できるものである。
- (5) 活動目的、内容が健全で、かつ明確であり、活動の持続性が認められるものである。
- (6) 生徒総会、協議会、職員会議で認定されたものは同好会として活動できる。
- (7) 審議は原則として年度末とする。

第2条 同好会から部への移行要件は次のものとする。

- (1) 1年以上同好会として活動し、設置要件が満たされているものについては部となりうる。
- (2) 部の認定は、生徒総会、協議会、職員会議で行う。
- (3) 審議は原則として年度末とする。
- (4) 部と認定されると生徒会予算は新年度に計上される。
- (5) 部室および貴重品ロッカーの設置については、審議の中で検討する。

第3条 部および同好会の休部要件は次のものとする。

- (1) 設置要件が満たされない部については、生徒会グループ、生徒会総務で審議し、1年間休部とみなす。
- (2) 休部とみなされた場合、生徒会予算は計上されない。
- (3) 審議は原則として年度末とする。

第4条 部および同好会の廃部要件は以下のものとする。

- (1) 2年以上にまたがって休部とみなされた部は協議会、職員会議で審議の上廃部とする。
- (2) 1年以上にまたがって休部とみなされた同好会は協議会、職員会議で審議の上廃部とする。
- (3) 審議は原則として年度末とする。
- (4) 休部もしくは廃部の部、部室および貴重品ロッカーは閉鎖する。

第5条 部および同好会の設置・移行・廃止に関する申し出、および手続きは、生徒会総務が取り扱う。

(申請書は用意する。)

6 傍 聴

第1条 会員は協議会、常任委員会、予算会議、部長会議を傍聴できる。ただし発言権を持たない。議長は議事進行上支障となる者を膨張させなくてもよい。

7 附 則

昭和 57 年 2 月 13 日に改正。

昭和 57 年 4 月 1 日より実施。

平成 6 年 3 月 22 日に改正。

平成 21 年 12 月 24 日に改正。

平成 22 年 4 月 1 日より実施。

平成 23 年 4 月 1 日より実施。

※今後、実態にあわない規約を見直し、改正していく予定です。